

平成26年度相談支援部会（第1回）議事録

議題等	進捗状況の報告及び今後の検討事項について		
日 時	平成27年1月26日（月） 午前10時00分～正午	場所	市役所3階 第3会議室
出席者の所属 機関等	・障がい福祉サービス事業所 ・教育機関 ・当事者団体 ・知立市学校教育課 ・事務局（知立市福祉課）		

報告事項

会議の要旨は以下の通りです。

1. あいさつ

部会長よりあいさつ

2. 協議会の体制について

事務局から、平成26年度から知立市障害者地域自立支援協議会の下部組織に当たる各専門部会名及び各部会での主な協議事項について下記のとおり説明した。

（事務局）

①相談支援部会

- ・相談支援事業の充実についての協議。

②生活関連部会Ⅰ

- ・障がい者（児）の虐待防止にかかるネットワーク作りに関する協議。
- ・平成28年4月の成年後見センター開所を含む権利擁護に関する協議。

③生活関連部会Ⅱ

- ・市町村災害時要援護者支援体制の構築に関する協議。

④生活関連部会Ⅲ

- ・市内の就労系サービス事業所、就業・生活支援センター、ハローワークとの連携に関する協議。
- ・職親制度の周知、登録を促進するための協議。

⑤学校支援学級部会

- ・市内の小・中学校に通う児童の保護者、担任教諭に対する障がい福祉サービス等の周知及び利用の促進に関する協議。
- ・サポートブックの作成に関する協議。

⑥こころの健康支援ネットワーク会議

- ・精神障がい者（児）への支援に関する保健所等の各機関との連携体制の構築に関する協議。
- ・ひきこもりへの対策及び各機関との連携体制の構築に関する協議。

⑦障がい者優先調達推進会議

- ・市内障がい福祉サービス等事業所及び障がい者団体への仕事の発注に関しての協議

⑧コミュニケーション部会

- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に関する協議
- ・障がい者（児）の防災訓練の実施に関する協議
- ・障がい者（児）の生活上の問題点に関する協議

（委員1）

- ・会議録についてはどうなっていますか。

（事務局）

- ・部会の意見については、障がい者計画に反映しております。
- ・会議録のまとめについては、各会議録を表示できる状況になっていますので、ホームページを使って、情報発信を行う予定です。

（委員2）

- ・各部会の運営について教えてください。

（事務局）

- ・部会の運営については、社会福祉法人けやきの会及び社会福祉法人知立市社会福祉協議会の職員と福祉課の職員で主に構成しています。その3者にて話し合いにより運営にあっています。
- ・福祉課の職員は1人1部会をもって、事務局として会の進行を行っています。

3. 前回までのまとめ

事務局から、平成25年度までに協議した事項とそこで結論付けた方針を説明した。

4. 前回からの進捗状況の報告

事務局から、議題3で説明した前回までの部会にて出された方針の進捗状況を下記のとおり報告した。

計画相談支援（障がい児相談支援）について

（事務局）

- ・人員については、指定特定相談支援事業所数：1箇所→2箇所、相談支援専門員数：2名→5名となっており、平成27年2月からは2事業所（相談支援専門員：各1名）が更に増加する予定であり、その場合、指定特定相談支援事業所数：2箇所→4箇所、相談支援専門員数：5名→7名となります。
- ・スケジュール管理については、毎月相談支援専門員と福祉課職員とで、直近に計画を作成する対象者の把握等に関する打合せを行い、利用者ごとに担当事業所や計画の進捗が管理できるよう実施しています。
- ・愛知県へ四半期に一度提出している計画相談支援（障がい児相談支援）の進捗に関する調査では、全対象者（約400人）に対するサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の作成者数は8割後半程度であり、国が示した一旦の期限である平成27年4月1日の時点では全ての方を作成できると見込んでいます。
- ・モニタリング期間の設定に関しては、独自様式である「モニタリング間隔設定理由書」を使用することにより、相談支援専門員からの意見を基に、画一的な期間の設定をせず、各申請者の状況によって設定しています。

・セルフプランについては、窓口にて各申請者に対して説明をしていますが、推奨はしていません。

・セルフプランにて受け付けた申請者の人数は今日現在で4名です。

(委員2)

・「モニタリング間隔設定理由書」について、良いアイデアであるとは思いますが、相談支援専門員の事務量が増えるという点から大変だと感じるため、簡略化が出来るとういと感じます。

(事務局)

・簡略化について検討いたします。

(部会長)

・サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の対象者は前回の部会でも400名程度とのことでしたが、当時から増加していないのですか。

(事務局)

・前回報告時（平成25年12月）から増加はしているが、利用者の内、介護保険制度へ移行された方が例年になく多かったこと、児童の申請が予想より少なかったことから、全体の対象者数は微増程度となり、大幅な変更はありません。

(部会長)

・平成27年2月から指定特定相談支援事業所の開所を予定している事業所（法人）はどういった事業所（法人）ですか。

(事務局)

・株式会社雅と株式会社杜の里の2法人です。

(委員3)

・2法人の指定が完了した後に、株式会社雅や株式会社杜の里を周囲に紹介してもよいですか。

(事務局)

・結構です。

(委員3)

・相談支援専門員から、業務を実施する中での感想や意見等を聞きたいです。

(委員4)

・現在の主な業務であるサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の作成を実施して良かったと感じる部分は、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を作成していく課程で、ケースごとの課題が明確になったことと、支援員及び当事者との関わりが深まったことです。

・1人の相談支援専門員が担当している対象者数が80名程度とかなり多く、オーバーワークとなってしまっているため、ゆとりをもった状態で仕事ができるとういと感じます。

・ケースごとに、協力的な家族と情報収集が困難な家族があり、計画作成が順調に進まない場合に困惑したこともありました。

・複数のサービスや事業所を利用しているケースだと、毎回実施しているサービス担当者会議に関係者を全員招集することが難しいため苦慮しています。

(委員3)

・家族からの要望は、どの程度達成できていると感じていますか。

(委員4)

・例えば、ヘルパー派遣が行われるサービスを利用する際、ヘルパーは男性がいいという要望が多くありますが、どの事業所も男性のヘルパーが少ないという実状があるため、この場合、完全に要望を達成できたとはいえません。しかし、要望が適わないのであれば、要望に近づけるよう、別の方法を検討していくということを実践しています。

(委員3)

・要望にできる限り近づけるということが、今後の検討事項となるんですね。
・現在は、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を対象人数分作成することを優先させていますが、今後は、質の向上を図るようお願いします。
・他の相談支援専門員からも、業務を実施する中での感想や意見等を聞きたいです。

(委員5)

・平成26年1月から相談支援専門員となり、現在に至るまで、自法人では関わることが少なかった精神障がいの分野の難しさを感じ、支援方法等を勉強しています。
・地域の障がい福祉の整備状況を知っていく中で、社会資源が足りないと強く思いました。
・市内に社会資源が無い場合、他市でも受入れてもらえないケースもあるため、今後は、社会資源の開発等含め広域的に支援を広げていきたいです。

(委員6)

・同じく、平成26年1月から相談支援専門員となり現在業務に従事しています。
・強度行動障がい者に対応した施設が無い現状がありますが、一つの法人、市単独で解決できる問題では無いため、愛知県が中心となって事業所を立ち上げてほしいと感じています。

(委員7)

・強度行動障がい者を想定した施設については、愛知県には現在ありません。
・市単独でこの問題を解決することは困難であるため、碧海6市（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、西尾市）が協力していく必要があります。
・知立市の相談支援専門員が学習会等に参加していることを確認しています。努力が伺えました。

(委員8)

・前回の部会までは、全対象者のサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の作成は知立市では無理だろうと感じていましたが、直近の進捗状況の報告を受け、相談支援専門員の相当の努力が伺えます。
・相談支援事業が充実してくると、サービス支給量の過不足について指摘が入るようになり、適切なサービス支給量が保たれるようになります。
・知立市における将来的な課題として相談窓口の充実が挙げられるが、相談支援専門員だけに諸問題を任せ孤立させるようなことがないよう、地域の障がい福祉サービス事業所や行政等がバックアップできる体制を整えることが重要であると感じます。
・障がい福祉サービス等事業所が同法人内において相談支援事業を実施する場合には、利益誘導が計られないよう注意する必要があります。

相談支援体制について

(事務局)

- ・ 人員については先述したとおり、指定特定相談支援事業所数：1箇所→2箇所、相談支援専門員数：2名→5名となっており、平成27年2月からは指定特定相談支援事業所：2箇所→4箇所、相談支援専門員：5名→7名となる予定です。
- ・ 基幹相談支援センターの設置については、前回の部会にて2事業所の体制であることから必要性、緊急性が高くないという意見に基づき、設置しておらず、設置の予定も現在ありません。
- ・ 指定一般相談支援事業所の設置については、既に地域定着支援・地域移行支援と同等の支援を相談支援専門員が実施していることから、指定特定相談支援事業所と別には設置しておらず、設置の予定も現在ありません。

(委員2)

- ・ 地域移行支援・地域定着支援については指定特定相談支援事業所が同等の支援を実施しているため、指定一般相談支援事業所は現状必要性が低いとのことですが、指定特定相談支援事業所としての業務や運営等にも関わることであるため、指定特定相談支援事業所の現在の人員等を勘案し、指定が可能であれば指定一般相談支援事業所の指定を取ることと考えてはいかがでしょうか。
- ・ 指定一般相談支援事業所の指定を取るのであれば、基幹相談支援センターの指定も併せて取ることが望ましいと思われまます。

(事務局)

- ・ 現在の指定特定相談支援事業所の業務量や人員等を勘案し、まずは指定が現実的であるか、可能であるかを調べ、可能であるならば指定に際する問題点等がないかも併せて調べ検討します。

(委員1)

- ・ 一般相談支援事業所の指定を取るためには、365日・24時間の相談受付体制を整える必要があるため、その体制を現実的に整えることができるか検討しなくてはならないです。

(事務局)

- ・ 365日・24時間の相談受付体制の実施が現状の人員等から可能であるか検討します。

サービス支給時間数（日数）について

(事務局)

- ・ 前回までの部会で決定した方針のとおり、障がい福祉サービス等の支給量に関する上限等は設けておらず、計画相談支援（障がい児相談支援）の実施を通して、申請者毎に過不足のない支給量の設定を実施しています。

市内事業所の整備（事業所の不足）について

(事務局)

- ・ 新規事業所誘致のための施策として、市内にて障がい福祉サービス等事業所（一部のサービスは除く）を新設する法人（NPO法人又は社会福祉法人に限る）に対して、事業

所となる物件の借地・借家料を開所から1年間助成する補助金事業（上限20万円/月）を平成26年度から実施しました。

- ・上記の補助金事業の交付申請は、現在に至るまで2法人からありました。
- ・新規にて障がい福祉サービス等事業所の開所を予定している法人に対する情報提供や勉強会等への参加について、勉強会や打ち合わせ等は開所予定の話があった都度参加し、市内のニーズや現状等を情報提供できていると感じていますが、不動産情報の提供に関してはできていません。
- ・前回の部会（平成25年12月）以降、新規にて開所された事業所数は、9箇所（放課後等デイサービス事業所：3箇所、就労継続支援A型事業所：1箇所、就労継続支援B型事業所：1箇所、生活介護事業所：1箇所、日中一時支援事業所：2箇所、指定特定相談支援事業所：1箇所）です。

（委員7）

- ・新規事業所誘致のための補助金事業につきましては、事務局に大変頑張ってくださいました。

権利擁護事業について

- ・成年後見センターの開所に関しては、平成26年度から新設された生活関連部会Ⅰに協議の場を移行しました。
- ・生活関連部会Ⅰにおける成年後見センター設置に関する協議状況としては、財政的な理由から、近隣市との共同設置を目論んでおりましたが、近隣市との協議・折衝の結果、共同設置は実現が難しいという結論に至ったため、市単独での設置に方向性を転換しています。

5. 今後の検討事項について

（事務局）

- ・計画相談支援（障がい児相談支援）に関して、現状は、国から示された期限までの全数達成のために対象人数分作成することを優先していますが、今後は質の向上・質の担保に努める必要があると感じています。
- ・質の向上のために現在実施していること、近い将来実施予定であること、まだ協議自体成されていないが考えられることは、それぞれ下記のとおりです。

現在実施していること

- ・知立市障がい者地域自立支援協議会への相談支援専門員の参加
- ・独自様式（「モニタリング間隔設定理由書」）を使用することによる適切なモニタリング期間（間隔）の設定
- ・困難事例にあたる随時のケース検討会等の開催・参加
- ・計画相談支援（障がい児相談支援）のスケジュール確認及び情報共有の場の設置

実施を予定していること

- ・知立市中央子育て支援センターへの相談支援専門員の定期的な訪問
- ・市内の小・中学校へ通う児童の保護者及び担任教諭への障がい福祉サービス等に関する

説明会の開催（学校支援学級部会内にて検討中）

その他考えられること

- ・各研修会・勉強会への参加、開催
- ・基幹相談支援センターの開設(前回の部会にて（指定特定相談支援事業所数：2カ所、相談支援専門員数：5名の状況であった際)、必要性が低いため検討しなかった。

(委員2)

- ・他市にて設置されている基幹相談支援センターのうち、一般相談支援事業所を兼ねていないものもあるが、基幹相談支援センターの看板を掲げるのであれば、周囲は地域移行支援・地域定着支援の実施が可能な機関であると捉えることが多いため、基幹相談支援センターの設置を検討するのであれば、一般相談支援事業所も併せて設置することが望ましいと感じます。
- ・一般相談支援事業所の設置が難しいということであれば、相談支援事業所を主として、市役所福祉課等が集まり、ケース検討会のように都度、議論できる体制になっていればよいと感じます。

(委員1)

- ・質の向上とは、本人及びその家族の満足度によって測られるものであるため、本人及びその家族の満足度が測れるようなものを作ることができれば良いと感じます。

(委員3)

- ・相談支援専門員による情報提供や助言を受けたことで、移動支援を新たに利用できるようになったが、利用する中で、事業所によっては支援費の明細（公費や自己負担額の内訳）を渡していないところもあります。明細は渡さなければならないものであるということを知らない保護者が多いため、不正請求等を未然に防ぐためにも福祉サービスの仕組みを知る機会を多く持つ必要があると感じます。

(委員7)

- ・サービスを実施してから請求に至るまで一連の業務の全てを正しく実施している事業所ばかりではないため、チェック機能が必要だと感じます。
- ・特別支援学級から特別支援学校に移る児童の保護者の多くは、障がい福祉サービスの知識が無い方が多いが、学校支援学級部会内にて保護者及び担任教諭への障がい福祉サービス等の説明会の実施を検討していることはすばらしいと感じます。
- ・特別支援学校においては、相談支援専門員・障がい福祉サービス等事業所・保護者の勉強会を実施しており、保護者は、多くの情報を相談支援専門員からもらっています。

(部会長)

- ・相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所のスキルアップを図るためにも、両事業所間でのケース会議は積極的に実施してほしいと感じます。

(事務局)

- ・計画相談支援（障がい児相談支援）の質の向上・質の担保のための方法については、挙げさせていただいた方法以外にも何かあればご意見ください。
- ・皆様から挙げていただきました意見を基に、相談支援事業の質の向上・質の担保のために実施する方法を事務局にて検討し、その結果を次回以降の部会にて伝えます。

6. その他

(事務局)

- ・平成27年2月から指定特定相談支援事業所となる予定の株式会社雅及び株式会社杜の里の相談支援専門員を新たに当部会委員とし、次回以降から参加していただこうと考えているが、よろしいでしょうか。

(部会長及び各委員)

- ・挙手により、全員賛成。

(事務局)

- ・次回は、3月末から4月上旬頃に開催する予定です。

以上